

## 岐阜市立女子短期大学学位規程

制定 平成 17 年 10 月 26 日

改正 平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 1 月 30 日

改正 令和 5 年 1 月 25 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び岐阜市立女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 32 条に基づき、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

### (付記する専攻分野)

第 2 条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

国際コミュニケーション学、健康栄養学、デザイン環境学

### (学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則第 32 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

### (学位の授与)

第 4 条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の規定に基づき、学位を授与し、学位記（様式 1）を交付するものとする。

### (学位の名称)

第 5 条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「岐阜市立女子短期大学」と付記するものとする。

### (学位の取り消し)

第 6 条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規程に基づき当該学位を取り消したときは、学位を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

### 附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 26 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 30 日から施行する。

### 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる専攻分野の名称については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式1

第 号

学 位 記



氏 名  
年 月 日 生

本学〇〇〇〇学科所定の課程を修め本

学を卒業したので短期大学士（〇〇〇

〇）の学位を授与する

年 月 日

岐阜市立女子短期大学長

〇〇〇〇

